

船舶事故調査報告書

平成24年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	平成22年9月22日 22時50分ごろ
発生場所	島根県隠岐諸島西方沖 島根県西ノ島町三度埼灯台から真方位295° 24海里付近 （概位 北緯36° 14.0′ 東経132° 29.9′）
事故調査の経過	平成23年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての甲板員からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 主機、出力、進水等	漁船 第六十八 ^{りょうとく} 徳丸、102トン 130033、漁徳水産有限会社 34.68m×5.38m×2.39m、FRP ディーゼル機関、511kW、昭和63年4月5日
乗組員等に関する情報	甲板員A 男性 56歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、日本海べにずわいがに漁業に従事する漁船であり、船長及び甲板員Aほか7人が乗り組み、漁具一式を後部甲板上に積載し、鳥取県境漁港を出港した。</p> <p>本船は、漁場近くの隠岐諸島西方沖に至り、約5ノットの速力で航行中、甲板員Aが、後部甲板上に積み上げられたかにかごの中に損傷しているものがあるのを見付け、自らの判断で海に投棄することとしたが、そのかにかごに取り付けられた枝縄が幹縄の端部につながっていることに気付かず、船尾端から海への投棄を始めた。</p> <p>幹縄は、かにかごの投棄に伴って延出される状況となり、船尾甲板上にいた機関長の右脚部に絡んで緊張した。</p> <p>甲板員Aは、機関長の足から幹縄を外そうとしたが、容易に外れないので船尾端から船尾甲板の左舷ブルワークに移動し、非常ベルのスイッチを押して船橋にいた船長に対して急を知らせた。</p> <p>機関長は、右脚を伸ばして幹縄を外したが、幹縄が再び延出される状況となり、2個目以降のかにかごが勢いよく順に飛び出していた際、平成22年9月22日22時50分ごろ、船尾甲板の左舷ブルワーク付近から船尾端に戻る途中の甲板員Aを目撃したが、その直後、甲板員Aの姿を見失った。</p> <p>本船は、海上保安庁に通報するとともに現場付近を捜索した。 本船及びその後に加わった巡視船艇等による捜索が行われたが、甲板員</p>

	Aは、発見されなかった。	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 6</p> <p>海象：波高 約2.5m</p>	
その他の事項	<p>甲板員Aは、長期にわたって漁業に従事していたが、本船の乗組員として平成22年9月1日に採用されてから日が浅く、本事故時の出漁が2回目であり、本船で行われていた漁法の経験は少なかった。</p> <p>漁具は、長さ約8,000mの幹縄に180個のかにかごを枝縄で等間隔に取り付けたものであり、かにかご1個の重量は約20kgであった。</p> <p>本船は、本事故時、後部甲板には機関長と甲板員Aの2人以外に乗組員がおらず、両人とも救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>かにかごは、使用の可否を漁労長が判断し、廃棄することとした場合は、幹縄から外し、使用する他のかにかごとは異なる場所で保管されることになっていた。</p> <p>積載していた漁具は、本事故前、一時陸揚げして点検を終えていたが、損傷を見落とされたかにかごが幹縄の端部につながっていた。</p> <p>本船は、本事故当時、全ての作業灯を点灯していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員Aは、落水して行方不明になったものと考えられる。</p> <p>本船は隠岐諸島西方沖を航行中、甲板員Aが船尾端から枝縄が幹縄の端部につながれた状態の損傷したかにかごを海に投棄していたところ、機関長の足に幹縄が絡み、機関長が、これを外して幹縄が再び延出されていた際、船尾端に向かってくる甲板員Aを目撃したが、その後、同人を見失ったことから、この間において、甲板員Aが船尾端から落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が隠岐諸島西方沖を航行中、甲板員Aが、枝縄が幹縄の端部につながれた状態の損傷したかにかごを海に投棄していた際、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>船長は、本事故後、漁ろう作業中の乗組員に救命胴衣を着用させることとした。</p>	